

○ 8月24日付事務連絡によりいただいた主な質問・要望等への回答

資料2

事項	主な質疑内容	回答
介護報酬の請求及び費用の支払い	食費及び居住費(多床室)の負担限度額を超える額の請求書は、国保連でエラーとなるのか。	介護保険の被保険者の場合、日額300円を超える食費の公費請求及び多床室に係る居住費の公費請求は、エラーとなり請求書が返戻される。(負担限度額認定を受けていない又は申請中の場合も含む。) 被保険者以外の者の場合、食費及び居住費(多床室)の基準費用額を超える公費請求は、エラーとなり、請求書が返戻される。
	特定入所者介護サービス費において、負担限度額認定申請が2~3ヶ月遅れた場合、適用が遡及されるまでの間はどういう扱いになるのか。 <u>(回答について8月24日資料に下線部分を追加)</u>	被保護者について介護保険において特定入所者サービス費が償還払いとなる場合には、特定入所者介護サービス費相当額を福祉事務所払いの介護扶助費で支払い、介護保険給付後に被保護者に対して法63条による返還を求めるとして差し支えない。 なお、この場合、食費の負担限度額相当額及び居住費の負担限度額相当額(多床室の場合)についても国保連を通じた支払いができないため、福祉事務所払いの介護扶助費として支払うこととなる。
	介護保険被保険者以外の者のショートステイの食費及び居住費に係る特定入所者介護サービス費相当額の支払いを国保連に委託することはできないのか。	10月の段階では、国保連に委託はできることとなっている。なお、要望が多ければ国保連への委託について検討する。
	介護扶助運営要領の様式第5号(被保護者異動連絡票(国保連用))及び様式第6号(被保護者異動訂正連絡票(国保連用))の様式は変更されないのか。 介護保険被保険者以外の者である施設入所者に係る食費及び居住費(多床室)について、国保連払いにするために国保連への情報提供は必要なのか。	国保連における食費及び居住費の審査においては、施設における実際の食費及び居住費の確認は行われないため、従来どおり被保護者異動連絡票および被保護者訂正連絡票の様式により国保連に情報提供されたい。(なお、介護保険も含め、国保連では基準費用額及び負担限度額の確認が行われるが、実際の費用額の確認は行われない。) ※このため、福祉事務所において実際の費用の確認をする必要がある。
	特定入所者介護サービス費の申請は、いつまでにすれば国保連の事務手続上間に合うのか。	10月分の特定入所者介護サービス費を国保連払いによるには、国保連に11月に介護保険事業者から請求があつた時点で負担限度額認定を受けている必要がある。具体的な時期については、介護保険の保険者と各都道府県の国保連における事務処理の状況によるものと考えられるため、保険者及び国保連に確認されたい。。

○ 8月24日付事務連絡によりいただいた主な質問・要望等への回答

資料2

事項	主な質疑内容	回答
	原爆一般疾病医療費等の公費負担医療の対象者についての食費及び居住費はどのような取扱いとなるのか。	10月以降、食費及び居住費が対象とならない公費負担医療の対象となる被保護者に係る食費及び居住費のうち、介護扶助の対象となるものについては新たに介護扶助で負担することなる。(請求方法については、資料3の記載例参照)
指定介護機関	指定介護機関に対して食費、居住費及び滞在費の額を介護保険の基準費用額の範囲内とすることの義務づけはどのように行うのか。また、その周知はどのように行うのか。 指定介護機関に対して何らかの手続きは必要か。 介護保険の基準費用額の範囲内とすることは、新規指定の要件となるか。	義務づけについては、次の告示を改正することにより行うこととしており、改正作業中である。 ・「指定介護機関介護担当規定」(平成12年3月31日厚生省告示第191号) ・「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」(平成12年4月19日厚生省告示第214号) そのため、指定介護機関は介護担当規定に従う義務があることから、指定介護機関の指定の要件となることとなる。 また、指定介護機関への周知は、指定介護機関の指導・監督を行う都道府県・指定都市・中核市本庁から行われたい。なお、指定介護機関について介護扶助に係る新たな手続きは発生しない。
個室等の利用	社会的入院の受け皿として個室等の利用を認める考えはないか。 個室等の利用を認める場合は、現行の小規模生活単位型特別養護老人ホームの取扱いと同じということでよいか。	ユニット型の施設数、居室数はまだ少ないため、現時点において被保護者の入所を一般的に認めることは考えていない。 生活保護の最低限度の生活保障という趣旨からは、個室が少数である現状では困難であると考える。 貴見のとおり。 なお、改正後の食費及び居住費の取扱いについては、現行の小規模生活単位型特別養護老人ホームの取扱通知と同様の内容の通知とすることを考えている。
その他	転所指導を前提とした新規の個室等の利用は認められないか。 課長問答第4-66に基づき入院患者日用品費を算定されている者についての食費の取扱いはどうなるのか。	居住費が発生しない場合を除き、新規の個室の利用は認められない。 課長問答第4-66の前段については、介護保険においてショートステイの利用期間が連續30日を超えた場合には、30日を超える分は介護報酬を請求できないこととされているため、対象者が想定されないことから、削除することを検討している。 また、後段の対象者については、食費の負担限度額を算定することとなる。